

院 内 掲 示

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

◆入院基本料について

2階病棟(32床)： 地域包括ケア病棟入院料1

当該病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

また、7時30分から19時までの時間帯は、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護補助者4人が勤務しています。

3階病棟(38床)： 療養病棟入院基本料1 20対1

当該病棟では1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と、6人以上の看護補助職員が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
看護補助職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は38人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護補助職員1人当たりの受け持ち数は38人以内です。

◆九州厚生局長への届出事項

当院は、次の厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨の届出を行っています。

＜基本診療の施設基準＞	＜特掲診療＞
・地域包括ケア病棟入院料 1 ・療養病棟入院基本料 1 ・療養病棟療養環境加算 1 ・診療録管理体制加算 2 ・データ提出加算 1・データ提出加算 3 ロ（医療法上の許可病床数が200床未満） ・救急医療管理加算 ・入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)	・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院 ・CT撮影(16列以上64列未満のマルチスライスCT) ・がん治療連携指導料 ・麻酔管理料(Ⅰ) ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ・入院ベースアップ評価料 52 ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準(入院料減算免除)

◆食事療養について

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

◆当病院は、休日や夜間に対応できる病院(一部有床診療所)が日を決めて順番に担当する、病院群輪番制に参加しています。

令和8年6月1日

医療法人けんこう 兼行病院 院長